

地域協議会部会

「最終答申に向けた部会報告」

目 次

検討経過	1
I 地域協議会の基本的なあり方	2
1. 設置エリア	2
(1) エリア区分の基本的な考え方	2
(2) エリアを越えた課題への対応	3
2. 組織構成	4
(1) 組織構成の基本的な考え方	4
(2) メンバーの選出方法	5
(3) 既存組織との関係	8
(4) 事務局体制	13
3. 役割・位置づけ	14
(1) 地域協議会の役割・機能	14
(2) 地域協議会の位置づけ	15
II モデル事業の展開	16
1. モデル事業の基本的な考え方	16
2. モデル事業の具体例案	17

平成21年2月

検討経過

本部会は、地域を軸にした参加・協働の新たな仕組みとして、「自治の推進に関する基本条例」第 27 条に規定される「地域における協議会(以下「地域協議会」)」を検討テーマに掲げ、これまでに、その基本的なあり方を「中間報告」(20 年 4 月)に、さらに、制度の導入に向けたモデル事業のあり方を「中間答申」(20 年 10 月)にまとめてきた。

以上の経過を踏まえ、本報告は、残されたいくつかの課題を検討するとともに、これまでの検討内容を総括し、「最終答申」に向けた部会報告として提出するものである。

なお、「中間答申」以降の主な検討項目は以下の 3 点である。

- (1) メンバー選出方法のあり方
- (2) 既存地域組織との関係整理
- (3) 地域協議会の役割・機能

これらを検討するにあたっては、モデル事業の当初における具体的な展開を想定し、実現可能な考え方を整理するとともに、「中間報告」で示した「地域協議会」の本来のあり方を念頭に置き、将来的な方向性、展望についても議論を行った。

本報告をもって、約 1 年半に及んだ本部会の検討も終了する。「地域協議会」という新たな仕組みについて、一定の枠組みは提示できたものと考えているが、なお、実際にこの制度を根付かせていくためには、様々な課題が想定される。今後は、具体のモデル事業の実施検証を通じて、制度のあり方をさらに精査していくとともに、「地域協議会」の将来ビジョンを区民と共有していくことが求められる。

◆ 部会開催経過

回	開催月日	主な検討内容
第 1 回	19 年 7 月 10 日	地域自治の仕組みづくり(他自治体の取組み事例比較)
第 2 回	9 月 13 日	豊島区における地域施策の概要
第 3 回	9 月 27 日	論点整理
第 4 回	10 月 30 日	地域協議の取組み事例(区内 2 団体へのヒアリング)
第 5 回	11 月 29 日	各論点の検証(1) * 設置エリア、組織・構成、役割・位置づけ
第 6 回	12 月 19 日	各論点の検証(2) * 地域協議会の意義、モデル事業のあり方、区民ひろばとの関係
第 7 回	20 年 1 月 21 日	「中間報告」にむけた部会報告案の検討
第 8 回	5 月 28 日	課題の整理と検討スケジュール
第 9 回	6 月 24 日	地域協議会モデル事業の検討(1) * 地域協議のタネ
第 10 回	7 月 18 日	地域協議会モデル事業の検討(2) * モデル事業のアイデア例
第 11 回	7 月 29 日	地域協議会モデル事業の検討(3) * 部会報告骨子案
第 12 回	9 月 2 日	「中間答申」に向けた部会報告案の検討
第 13 回	10 月 31 日	メンバー選出方法のあり方
第 14 回	11 月 21 日	既存組織との関係整理
第 15 回	12 月 5 日	地域協議会の役割・機能
第 16 回	21 年 1 月 19 日	「最終答申」に向けた部会報告案の検討

Ⅰ 地域協議会の基本的なあり方

1. 設置エリア

(1) エリア区分の基本的な考え方

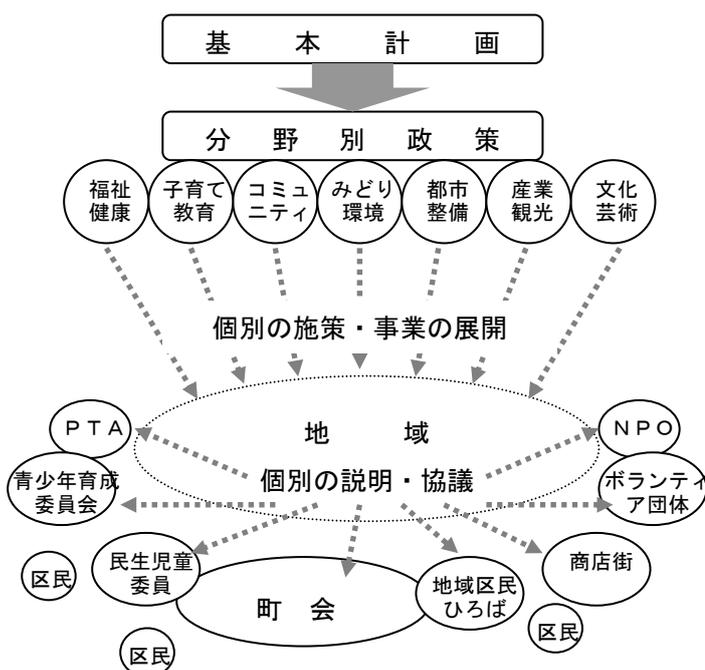
- 原則として、「地域区民ひろば」の設置区域である小学校区は分割しない
- 複数の小学校区を組み合わせ、おおよそ8区分（中学校区程度）を基本とする

従来、様々な地域課題に対応し、区は部局ごとに住民説明、住民協議の場を設けてきた。行政の組織運営上、部局ごとに対応したほうが機能的な面もあるが、地域の側から見れば、そうした行政の手法は「タテ割り」と映りやすい。また、様々な課題ごとに協議会を立ち上げても、メンバーが固定化しがちな傾向が見られ、委員のかけもちなど、一部区民の負担の大きさを指摘する声も聞かれる。

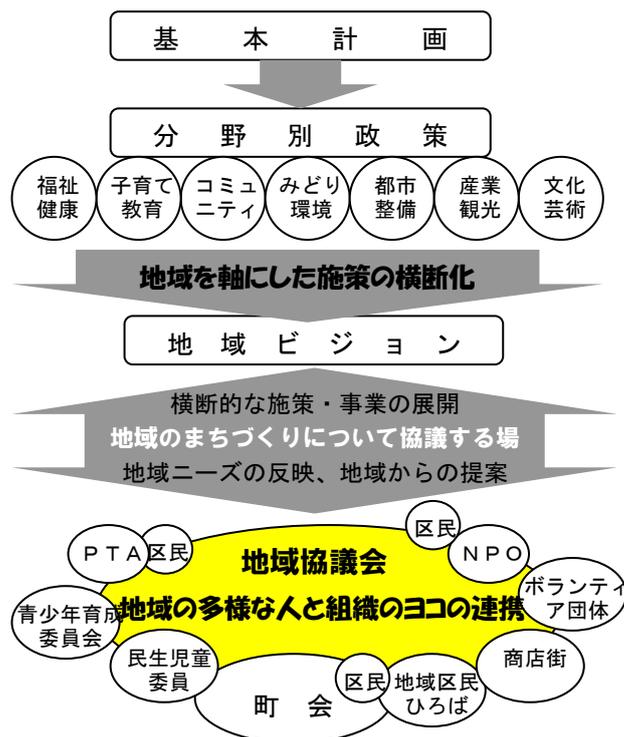
一方、地方分権の進展に伴い、それぞれの自治体においては、地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくことが求められている。そのためには、従来の「タテ割り」の施策展開から、地域を軸に施策の横断化を図っていく必要がある。また、「地域の力」の弱体化が懸念される中で、地域の課題解決力を高めていくためには、様々な地域組織のヨコの連携を図っていくことも求められている。

そうしたことから、ある程度まとまりのあるエリアごとに、住民協議の受け皿として、地域の多様な人と組織で構成される地域協議会を設置することは、地域を軸にしたまちづくりを今後進めていく上で、地域にとっても行政にとってもメリットがあり、効率的な地域経営のあり方に合致するものと言える。

【従来のタテ割り型施策展開】



【区民との協働による横断的な施策展開】



そうした地域協議会の設置エリアについて、中間報告では、「ハードも含めたまちづくりについて協議する場」としての一定の「広域性」と、地域住民が一体感を持てる「地域性」の双方を確保しやすい広さとして、おおよそ 8~12 区分程度(人口 2 万~4 万人程度)を想定した。

一方、豊島区では、小学校区(23 区分)を基礎的単位として既存のコミュニティ施設(児童館、ことぶきの家等)を「地域区民ひろば」に再編し、地域住民による運営協議会の組織化を通じ、住民相互の新たな交流が生まれつつある。また、将来的には運営協議会によるひろばの自主運営化を目指しており、さらに、運営協議会自らが様々な地域課題を解決する主体として活動していくことにより、「地域区民ひろば」がコミュニティレベルでの住民自治、区民と行政との協働による地域経営の基盤となることが期待されている。

そうした状況を踏まえ、地域協議会の設置エリアを線引きするにあたっては、「地域区民ひろば」の区域を分割しないことを原則とし、いくつかの小学区を組み合わせたエリア、具体的には中学校区程度の 8 区分を設置エリアとすることが望ましい。

また、地域が共通に抱える課題として、震災時の区民相互の協力体制の確立、特に高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者等の災害時要援護者が増加する中で、中学生ボランティアの活用への期待が高まっており、そうした個別的な地域課題を協議する上でも、地理的に「中学校区」がひとつの核になるものとする。

(2) エリアを越えた課題への対応

- **地域課題が多様化する中で、エリアをまたがる課題が生じた場合は、該当する各地域協議会からメンバーを出し合って話し合いができるよう、エリアを越えて協議できる仕組みも必要である**

一方、ある程度の地域的なまとまりを考慮してエリアを設定したとしても、全ての地域課題がそのエリアに収まりきるものではなく、エリアを越えた課題が生じることは避けがたい。特に、都市計画などの法令等に基づく事業や、より広域的な利用を想定した公共施設の整備などにおいては、エリア間の意見調整が求められるケースが生じることも想定される。

そのような場合には、該当するエリアの各地域協議会が連携して協議し、対応できる方策を用意しておくことも必要となってくる。

2. 組織構成

(1) 組織構成の基本的な考え方

① メンバーの構成

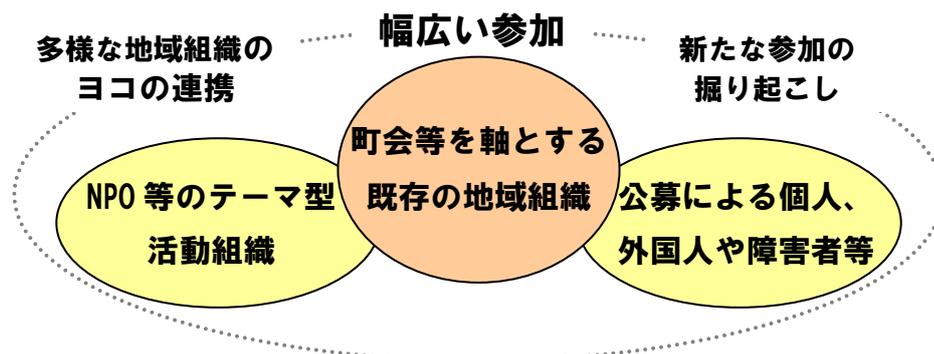
- 地域協議会のメンバー構成については、幅広い区民の参加を保障していくことが第一義的に求められる
- 実際の組織づくりにおいては、町会等の地縁的な組織を軸に、NPO等のテーマ型組織も含めた多様な地域活動組織のヨコの連携を図るとともに、参加意欲のある個人の公募や、これまで参加機会が少なかった外国人や障害者等への呼びかけなど、新たな参加を掘り起こしていく必要がある

地域協議会の役割にも関連するが、協議会で話し合い、意見を集約して区に提案していく場合に、それが単なる「要望」ではなく、地域からの「提案」として認められるためには、協議会の地域代表性が問われることになる。もとより、自治体としての最終的な意思決定を行うのは、区民の信託を受けた区議会・区長の権限になるが、その決定に区民の声をいかに反映させていくかが、住民自治意識を高め、参加と協働によるまちづくりにつながっていくものと考ええる。

そうした意味からも、地域代表性の前提として、地域協議会への参加が地域に関わる全ての区民に開かれており、実際にも幅広い区民参加が図られていることが求められる。

しかし、地域住民全てが参加するということは現実的にはあり得ないし、豊島区のような都市部においては、地域活動が重要だと思っても(57.8%、以下%数値はいずれも『協働のまちづくりに関する区民意識調査 2007』より)、実際に参加している区民の割合は非常に少ない(27.4%)のが現状である。したがって、協議会メンバーの軸になるのは、やはり今現在、実際に様々な地域活動を担っている町会をはじめとする地縁的な組織になるであろうし、その軸にNPOやボランティアグループ等のテーマ型活動組織をつなげていく形で組織間の連携を広げていくことが望ましい。

一方、これまで参加したことはないが、機会があれば参加したいという個人の割合も同程度(27.5%)あり、地域活動の担い手の裾野を広げていくためにも、こうした層を掘り起こしていくことが必要である。メンバーの一定割合を公募とすることや、これまであまり参加する機会のなかった外国人や障害者等に対する参加の呼びかけなど、地域協議会をそうした新たな参加の受け皿として活用していくことが求められる。



② 協議会の組織構成

- **地域協議会の組織については、協議会を機能的に運営していく上で、「役員会」と「テーマ別部会」の2段階の構成とすることが望ましい**

地域協議会の組織構成については、中間報告で、「意思決定レベルの役員会(10名程度)」と「活動レベルのテーマ別部会」の2段階の構成を想定した。この中間報告の考え方を踏まえ、中間答申においても、具体的なモデル事業を実施していく上で、地域の現状や課題を踏まえたテーマ別部会の設置について提起した。

コアメンバーで構成される「役員会」は協議会の意見集約・意思決定を行う場として位置づけ、一方「テーマ別部会」は地域の課題に応じて設置するものとし、多様な区民に開かれた参加の場として位置づけられる。

(2) メンバーの選出方法

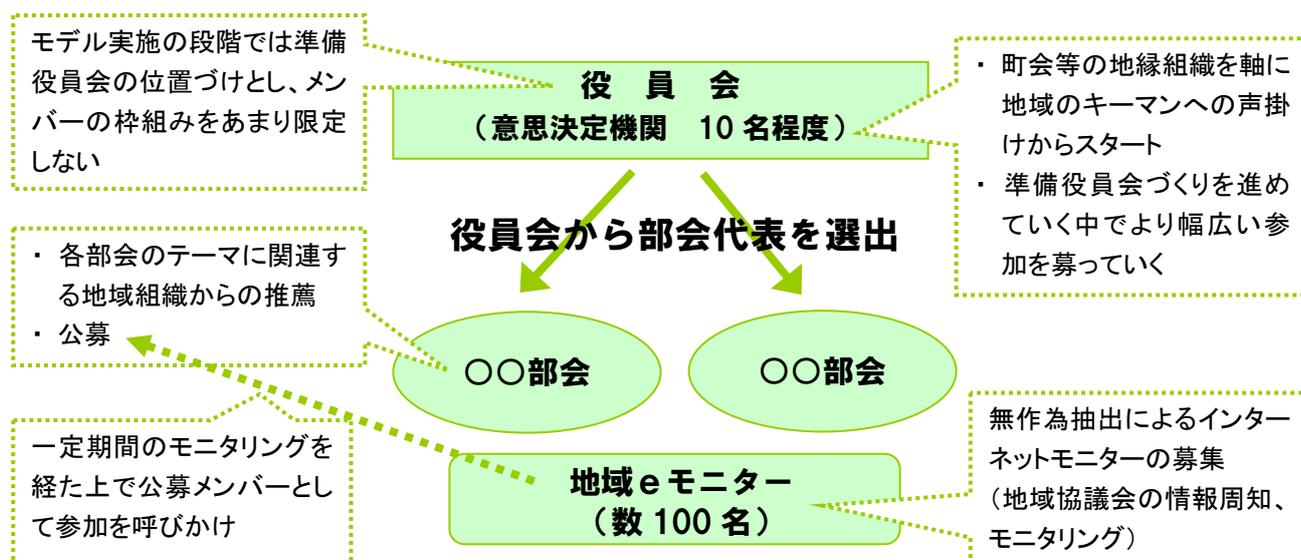
- **モデル事業の当初は、ある程度行政がリーダーシップを発揮し、地域のキーマンを集めて役員会を立ち上げ、役員会でテーマ別部会のメンバーを選出していくという方法での組織づくりが現実的である**
- **ただし、将来、一定の部会が出揃った時点では、各部会から役員を選出するなど、自立的な組織づくりへの転換を図っていくのが望ましい**
- **部会メンバーの選出にあたっては、行政が認知している組織だけではなく、地域ヒアリング等を通じて幅広い地域活動組織の把握に努めるとともに、地域eモニター等の手法を活用し、新たな参加を掘り起こしていくことが必要である**

① 組織づくりの段階的な考え方

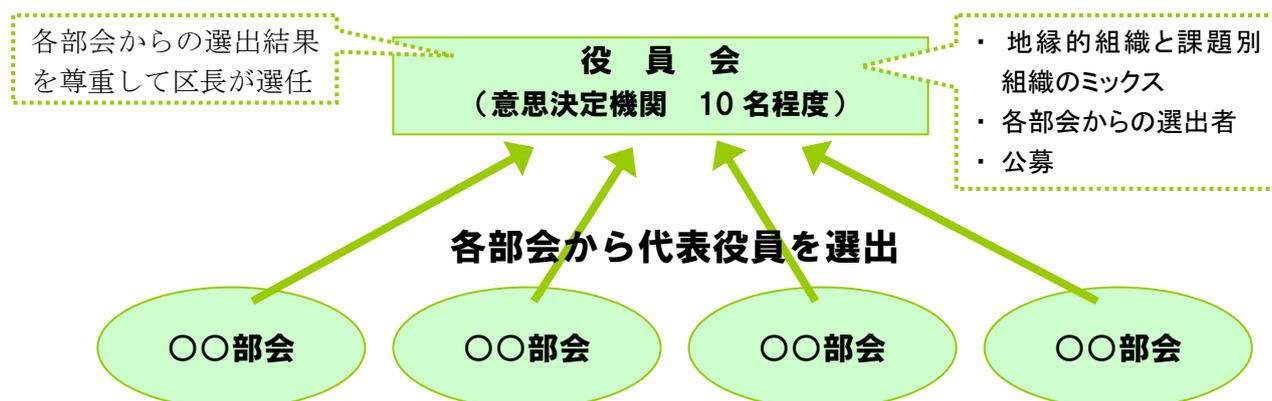
自治の推進に関する基本条例は、地域協議会の設置にあたっての区長の責務として「多様な区民が参加できるように配慮するとともに、その運営については、できるかぎり区民の自主性に委ねるものとする」(第27条第2項)と規定している。「多様な区民の参加」と「自主的な運営」という両方の視点に立つならば、地域協議会のメンバー選出にあたっては、区長が選任するという方向性だけではなく、地域に関わる幅広い区民の自主的な参加に基づき、協議会の中から代表役員を選出していくといった自立的な組織づくりの方向性が模索されるべきである。

しかしながら、当初から自然発生的にそうした組織づくりが地域の中でなされることは考えにくく、モデル事業の段階では、行政が地域に声掛けしていく形で準備役員会を立ち上げ、その下に部会を設置していくといった上からの組織づくりが現実的である。ただし、そうした行政主導による組織づくりにおいても、従来の固定的・限定的になりがちな参加の枠組みを広げていくことにより、新たな参加を喚起していくことがモデル事業の大きな目的である。そのような段階を経て、ある程度部会の数が出揃ってきた段階で、例えば、区長の選任の範囲に、部会からの選出者を加えるなどの一定のルール化を図っていくことが望ましい。

モデル事業の立ち上げ当初



将来的な選出のあり方



② 部会メンバーの選出方法

部会メンバーの選出にあたっては、テーマに関連する地域組織からの選出と意欲のある個人の公募が基本になると考える。

その際に、関連する地域組織を区の事業に関係している組織に限定するとメンバーが固定化しやすい。メンバーの固定化を防ぎ、幅広い参加を掘り起こしていくためには、地域へのヒアリング等を通じ、NPOやボランティアグループ等も含め、地域で自主的に活動する様々な組織に関する情報を収集し、リストアップしていく必要がある。

また、意欲のある個人の公募方法として、広報等による呼びかけだけだと参加が限定されがち傾向がある。新たな参加を掘り起こしていくには、例えばマンション管理組合等を通じた居住者への呼びかけや、子どもを通じたファミリー世代向け事業での参加呼びかけ、インターネット等を活用した地域協議会の情報発信など、様々な機会を捉え、よりきめ細かな働きかけをしていく必要がある。

③ 地域eモニターの活用

そうした新たな参加を掘り起こす一手法として、19年度よりモデル実施している「政策eモニター」の手法を活用することも有効である。

無作為抽出により直接参加を呼びかけた「政策eモニター」については、幅広い年齢層の参加、双方向的なコミュニケーションを通じた区政への関心の喚起等、これまで参加経験のなかった区民の参加を引き出す効果が19年度のモデル実施を通じて検証されている。また、20年度も「地域協議会」にテーマを絞って継続実施した中で、地域協議会への新たな参加を掘り起こす方法として、「政策eモニター」の手法を活用し、地域ごとにモニターを募ることについて尋ねたところ、8割以上が有効だと思いと回答している。

以上の調査結果を踏まえ、モデル事業を実施する際に、「政策eモニター」の地域版とも言える「地域eモニター」を募集し、モデル事業のモニタリングを通じて、地域課題や協議会での検討テーマについての理解を深めてもらうことにより、ゆくゆくは新たなメンバーとしての参加が期待される。

そのような様々な方法で地域協議会に関する情報の周知を図る中で、意欲のある区民を掘り起こし、メンバーに取り込んでいくことにより、地域協議会が地域に開かれた協議の場として発展していく可能性が拓かれるものと考ええる。

(3) 既存組織との関係

- **地域協議会の組織構成について、地域の様々な組織をヨコにつなぐという地域協議会の趣旨を踏まえ、地縁的な組織と機能別・課題別の組織とをミックスしていくという枠組みを基本とする**
- **そうした趣旨に基づき、モデル事業においては、エリアに属する町会・自治会からの推薦、活動状況に応じた地域区民ひろば運営協議会からの自主的な推薦、及び様々な地域課題ごとに活動している地域の機能別・課題別の組織からの推薦等により幅広くメンバーを選出し、既存組織間の連携を図っていくことが求められる**

【地縁的な組織】

①町会・自治会

近年、区民のライフスタイルの多様化により加入率が低迷しているとは言え、町会・自治会は、様々な地域課題を包括的に担い、区内全域をカバーする唯一の住民組織であり、地域協議会の主軸メンバーとして位置づけられる。

また、区内 129 の全町会・自治会で組織する町会連合会は、旧 12 出張所の管轄地域を単位に連合会支部を形成して長年にわたり活動してきており、区もその 12 地区に区政連絡会を設置し、パートナーシップ協定に基づき、区政に関する情報周知、協力要請を行ってきている。

こうした区と町会・自治会の関係は、今後も尊重すべきものであり、区政連絡会についてもその独自の役割・機能を活かしていくことが望ましい。

一方、地域協議会の設置エリアとしてはおおよそ 8 区分(中学校区程度)を想定しており、町会連合会支部の地域区分とは合致しないため、基本的には、設置エリアに属する町会ごとに協議し、複数のエリアに属する町会については必要な調整を経た上で、個々の町会単位で地域協議会の委員を選出・推薦する方式が望ましい。

②地域区民ひろば運営協議会

地域区民ひろば運営協議会は区民ひろばの運営を通じ、多様な地域住民間の交流、良好な近隣関係(コミュニティ)の醸成を図る場として位置づけられる。その設置エリアは、コミュニティの基礎的範囲として、住民間で顔の見える関係を築ける小学校区を単位としている。

一方、地域協議会は、地理的にコミュニティレベルを越える課題や、ハードとソフトの双方を含めた地域の総合的・横断的なまちづくりについて協議する場として位置づけられる。そのため、エリア的には単位町会や区民ひろばを包摂する広域性を有することが前提になるが、一方、そうした住民協議の場は、町会・自治会や区民ひろばなどの個々のコミュニティにおいて形成される地域住民同士の信頼関係を基盤としてはじめて成立するものとも言える。

したがって、町会・自治会同様に、地域住民の誰もが参加でき、一定の地縁性を有する区民ひろば運営協議会から委員を選出することは、地域代表性の確保の観点からも望ましい。ただし、区民ひろばはまだ全区域での設置が完了しておらず、運営協議会も組織化の途上にある。また、既に

設立されている協議会の構成・活動状況等にも違いがあるので、各ひろば運営協議会が自主的に判断して委員を推薦・選出する方式が望ましい。

【機能別・課題別の組織】

①狭義の公共的団体

行政課題別に区や警察・消防等の公共機関が設置・委嘱する組織（地域防犯・防災組織、民生児童委員協議会、地区青少年育成委員会、PTA、まちづくり協議会等）

現在、地域では様々な課題別に区民主体の活動組織が組織化されているが、超高齢社会を迎える中で、例えばひとり暮らし高齢者が安心して地域の中で暮らしていけるようにするためには、個別の活動組織単体では解決が困難な問題が増えてきている。また、子育ての分野でも、急速な情報化社会の進展の中で、課題が複雑多様化してきており、従来の機能別・課題別の組織の枠組みを越えた幅広い区民の連携が求められている。

一方、タテ割り型の組織は、ともすると人材が固定化しがちで、区民のライフスタイルの多様化により、地域活動に参加しない、参加できない住民層が増加する中で、いわゆる「役員のなり手不足」の問題も生じてきている。

そうした状況を克服し、それぞれの活動を活性化していくためにも、地域協議会を多様な組織のヨコの連携の場として位置づけ、メンバーを選出していくことが求められる。

さらに、特定の課題を協議するために、時限的な個別の協議体をバラバラに作るのではなく、地域協議会を受け皿とすることにより、様々な組織が地域の課題を横断的に協議でき、組織運営の面でも効率的と言える。

②自主的な任意組織（NPO、ボランティアグループなど）

現在、区内に主たる事務所を置くNPO法人は約 250 団体あり、ボランティアセンターの登録団体は 300 を超える。その他、区で把握していない組織も含めると相当な数の団体・グループが区内で活動していると思われるが、そうした団体・グループと地域との関係、或いは行政との関係は必ずしも密接なものになっておらず、団体・グループ間のヨコの連携も十分に図られているとは言い難い。

地域協議会モデル事業を通じ、共通する地域課題の解決に取り組んでいるそうした活動組織を掘り起こし、地縁的な組織や行政課題別の組織とつなげていくことにより新たな連携を生み出し、地域の課題解決力を向上させることが期待できる。

【地縁的な組織＋機能別・課題別の組織の規定のあり方】

以上の考え方を踏まえ、条例等の制度として地域協議会の組織・構成を規定するには、さらに文言の精査が必要だが、おおよその方向性、全体像を以下の通り整理する。

なお役員会の委員の推薦については、例示している各地域活動組織にもれなく委員の推薦を強制するというのではなく、その範囲の中から各地域活動組織の実状に応じて推薦を

受けることになる。その際に、従来の行政主導による組織づくりに見られがちなメンバーの固定化を避けるためには、これまであまりそうした場に参加してこなかった活動組織にも広く目を向け、地域の新たな人材を掘り起こし、活性化を図っていくことが求められる。

地域協議会の組織構成

(1) 地域協議会は役員会と、地域の課題に応じて設置する部会とによって構成される。

(2) 役員会の委員の定数は(○)名以内とし、次に掲げる者のうちから、区長が選任する。

①当該地域に属する町会・自治会から推薦された者

②当該地域に属する区民ひろば運営協議会から推薦された者

③当該地域内で次に掲げる各分野の活動に取り組む団体・グループから推薦された者

ア) 防犯・防災に関する活動

イ) 高齢者・障害者等の福祉・健康増進に関する活動

ウ) 子育て・教育に関する活動

エ) 地域の環境保全・リサイクルに関する活動

オ) 商工振興に関する活動

カ) 文化・生涯学習に関する活動

キ) その他地域のまちづくりに関する活動

* 分野例示の例
将来的には④の各部会からの選出と重複して
くることが考えられる

④各部会から選出された者

⑤委員に応募した者

⑥その他区長が必要と認めた者

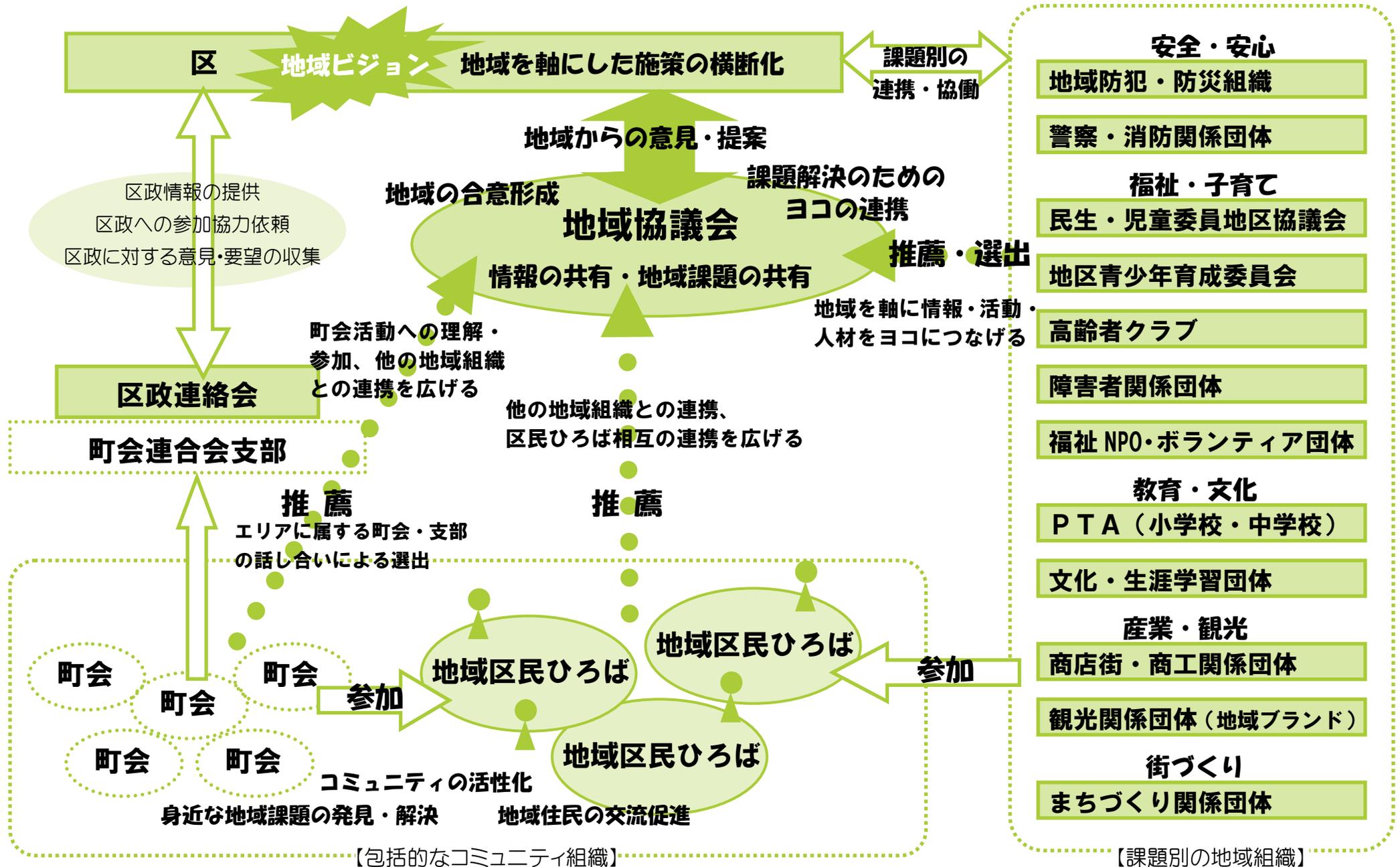
(3) 部会員は、以下に掲げる者のうちから、役員会において承認された者で構成する

①当該部会の検討課題に関連する活動を行っている地域活動組織から推薦された者

②部会員に応募した者

(4) 区長は、委員の選任にあたり、地域の意見を踏まえ、地域の多様な区民が参加できるよう配慮する。

地域協議会と既存組織との関係の全体イメージ



区政連絡会・区民ひろば・地域協議会の関係整理

	区政連絡会	区民ひろば運営協議会	(仮称) 地域協議会
位置づけ	区が設置する機関	区民による自主的組織(区長の承認)	区が設置する機関
根拠規定	区政連絡会設置要綱	地域区民ひろば条例、各ひろば運営協議会会則	条例設置を想定
エリア区分	12 区分(旧出張所単位)	22 区分(小学校区)	8 区分(中学校区)程度を想定
メンバー構成	<ul style="list-style-type: none"> 委員:町会・自治会等の会長(代表) 常任相談役:区議会議員 	<ul style="list-style-type: none"> 委員:町会、青少年団体、教育機関、ひろば利用団体及びその他関係団体並びに運営協議会の活動について熱意のある個人から構成 役員:総会において委員の中から選出 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な地域組織からの選出 <ul style="list-style-type: none"> * 地縁型とテーマ型の連携 公募委員(新たな参加の掘り起こし) <ul style="list-style-type: none"> * マンション住民、障害者・外国人等
選任方法	<ul style="list-style-type: none"> 区長が委嘱(任期 2 年) 活動助成(月額 7,000 円) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体や施設利用団体等に参加協力依頼 無報酬 	<ul style="list-style-type: none"> 区長が選任 原則として無報酬
設置目的	<ul style="list-style-type: none"> 区政に対する区民の理解を深める 区民の要望意見をより積極的に区政に反映させる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な活動、世代を越えた交流の推進 区民主体の自主的な活動の促進によるコミュニティの活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域を軸にした施策の横断化 地域の多様な人・組織のヨコの連携
役割(所掌事項)	<ul style="list-style-type: none"> 区政に対する区民の参加協力に関する事項 区政についての情報提供に関する事項 区政に対する区民の意見・要望等の収集に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 区民ひろばの運営等に関する協議 将来的には区民ひろばの自主管理運営 	<ul style="list-style-type: none"> ハード・ソフト含めた地域のまちづくり施策に関する協議・提案 コミュニティレベルでは解決できない地域課題についてより広域的なエリアで連携を図る場
今後の方向性・考え方	町会は地域の様々な課題に包括的に対応する唯一の住民組織であり、区政協力団体として区の重要なパートナーに位置づけられる。その代表者で構成される区政連絡会は、地域住民と区との情報共有のパイプ役を果たしている。今後もそうした独自の役割を活かし、ひろば運営協議会、地域協議会とは別枠の独立した仕組みとして機能させる。	マンション等の新住民層の増加、町会加入率の低迷など、地域住民間のコミュニケーションが希薄化する中で、住民相互の新たな参加・交流を促進する。制度上は「個人」の自主的な参加を原則とするものであり、ひろばの自主管理運営を通じて、住民相互が身近な地域課題の解決に向けて協力し合う土壌づくりをめざす。	地域の個性を活かし、地域を面で捉えて横断的な施策展開を図っていくことが今後のまちづくりの方向性である。地域協議会は、そうした地域起点のまちづくりを区民と協働で進めていくための「地域協議の場」として位置づけられる。また、町会や区民ひろば等のコミュニティレベルでの区民の自主的活動を自治の土台としつつ、NPO等のテーマ型組織も含めた多様な地域の「ヨコの連携の場」として位置づける。

(4) 事務局体制

- **地域を軸に施策の横断化を図っていく上で、事務局としての行政組織の横断的な連携体制が必要である**
- **協議会運営のサポーターとして、行政職員以外の外部人材（専門家、大学教員・学生等）の活用を図る**
- **協議会の活動拠点として、中学校等の地域内の既存施設の活用を図る**

モデル事業を実施するにあたり、協議会の開催に伴う様々な事務については、行政事務局が担うことになるが、そうした会議運営のための事務局機能を担う部署を設置するほか、検討テーマに関連する施策の横断化を図っていくためには、関係部課間を調整する仕組みが必要となる。

さらに、そうした行政事務局の役割とともに、より専門的・中立的な立場から、協議会の意見・論点を整理し、助言等の行う支援者として、テーマに関連する専門家の活用や、大学等の教員・学生の協力などを得ることも有効である。

また、会議の開催場所として、モデル事業の段階では、特定の拠点施設を設けることは難しいと考えるが、中学校区を設置エリアと想定した場合、地域のシンボルである中学校の会議室等を活用することにより、地域の連帯感を引き出す効果が得られるものとする。

3. 役割・位置づけ

(1) 地域協議会の役割・機能

- 中間報告で整理した地域協議会の4つの機能（情報共有機能、協議機能、提案機能、課題解決機能）を踏まえ、モデル事業を展開する中で、その具体化を図っていくことが必要である
- 特に、地域協議会で協議し、合意形成が図られた区への提案については、具体的な区の施策・事業に最大限反映させていくことが求められる
- また、提案内容を具体化していくためには、地域の各組織間の連携を図るとともに、行政組織内の調整・連携体制の構築が重要となる

① 情報共有機能

- ・ 多様な活動組織間の情報交換・課題の共有

モデル事業の当初においては、第一にメンバー間の相互理解を図ることからスタートし、それぞれが抱える課題を持ち寄る中で、地域が直面している共通課題を抽出する。

- ・ 地域協議会の取り組み情報の発信

地域内への発信方法としては、「協議会ニュース」の発行、地域eモニターの活用等が考えられる。さらに、モデル事業を通じて「地域協議会」の意義を広く区民に周知していくためには、区の広報紙やホームページの活用等の全区レベルでの情報発信も必要である。なお、将来的に地域協議会が全区域で設置された際には、各地域協議会の協議・活動状況が随時、一覧できるような情報提供の仕組みも必要になってくると考えられる。

② 協議機能

- ・ テーマの設定

モデル事業の当初においては、事前に事務局サイドである程度テーマを絞り込んだ上で役員会に諮り、部会を設けた方が協議会の運営がスムーズに始動できると思われる。

なお、将来的に部会を増やしていく際には、役員会で主体的にテーマを抽出し、部会を設けていく方向になっていくことが望ましい。

- ・ 協議の流れ

テーマごとに部会で協議し、その内容を役員会へ報告し、役員会で地域協議会としての意見集約を図っていく。

③ 提案機能

- ・ 個別テーマに関する区への提案

モデル事業の段階では、テーマ別部会での協議をもとに、区の個別施策・事業等に対して地域の意見を反映させていくことが中心になる。また、そうした実績を積み重ねしていくことが、地域協議会の存在意義を地域に浸透させていくことにつながるものと考えられる。

- ・ 提案に対する区長の尊重義務

協議会の提案は必ずしも区の決定を拘束するものではないが、地域の中で汗して考えた提案がきちんと区の施策や事業に反映されることが重要である。

したがって、区長は協議会からの提案をできる限り尊重するよう努めることが求められ、何らかの形でそうした仕組みを明記する必要がある(⇒基本条例第 13 条第 3 項)。

- ・ 総合的な地域のまちづくりに関する区への提案

現在区では、「基本計画」の実施計画にあたる「未来戦略推進プラン」の中で、地域別事業計画を掲げ、今後さらに地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくための「地域ビジョン」の策定をめざしている。そうした動きと地域協議会の活動をリンクさせ、将来的には、区の総合的な地域プランニングの中に、地域の意見を反映させていく仕組みを構築する。

④ 課題解決機能

- ・ 区との協働による提案内容の具体化

協議会の提案内容を具体化していくためには、区と地域が協働で取り組んでいく必要がある。モデル事業の当初は、協議会を構成する各地域活動組織が、それぞれの役割分担のもとに連携・協力して活動していくことが想定される。そうした中で、組織間の連携体制を深め、将来的には、各テーマ別部会が主体的な役割を果たしていけるようになることが望ましい。

なお、モデル事業の実施に伴う経費については、区で予算措置する必要がある。

- ・ 庁内調整・連携機能の強化

区との協働による具体化を進めていくには、地域組織間だけではなく、庁内組織の横断的な連携を図っていくことが必要である。

具体的には、テーマに関連する施策や事業を所管する各課間の調整会議等の設置、事務局側幹事としての協議会への参加が考えられる。

(2) 地域協議会の位置づけ

○ 条例設置による地域協議会は区長の附属機関に位置づけられるが、委員の身分等については、参加と協働の視点に立った新たな位置づけが求められる

地域協議会の位置づけについては、中間報告で条例に基づき区長が設置する機関とすることを前提とした。すなわち、制度上は区長の附属機関となり、その委員は区長が選任する特別職の非常勤職員に位置づけられることになる。一方、地方自治法(第 202 条の 5)の地域自治区に設置する「地域協議会」では、その構成員について市町村長の選任としながらも、住民自治的組織としての捉え方に立ち、任期 4 年以内で「報酬を支給しないこととすることができる」と規定している。

豊島区で検討している地域協議会は地方自治法とは異なる独自の制度ではあるが、区民との参加・協働の視点に立つならば、地域協議会について従来の附属機関とは異なる位置づけが必要であり、委員の身分についても、自治法上の「地域協議会」に準じた仕組みが求められると考える。

II モデル事業の展開

1. モデル事業の基本的な考え方

モデル事業については、中間答申にまとめた通りであるが、その後検討を加えて今回まとめた前章の「地域協議会の基本的なあり方」を踏まえ、改めてその導入プロセスを整理する。

- モデル事業の目的

制度化に向けた検証

+

区民への理解の促進

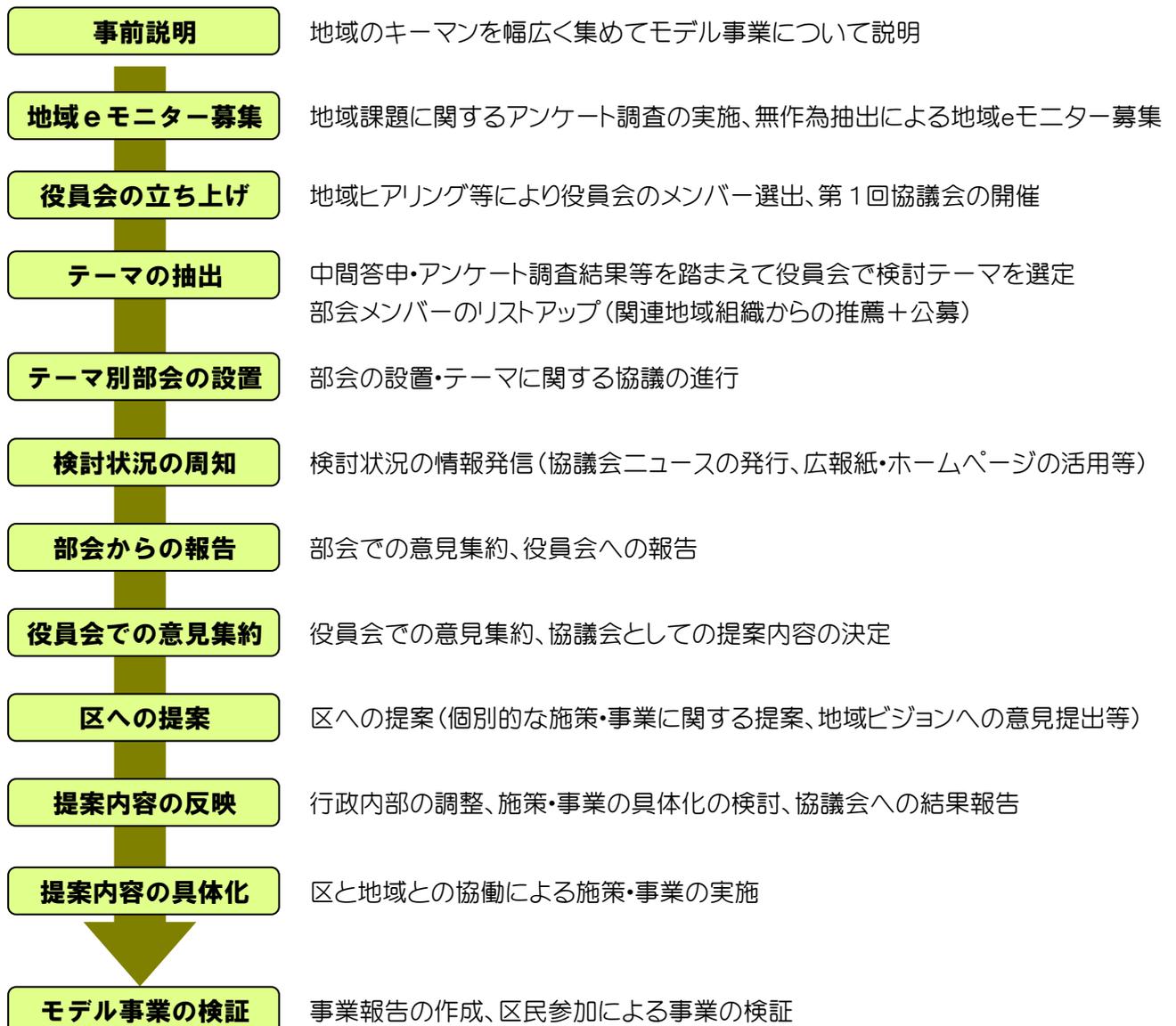
- モデル事業の基本フレーム

地域を軸にした施策の横断化

+

地域の多様な人と組織のヨコの連携

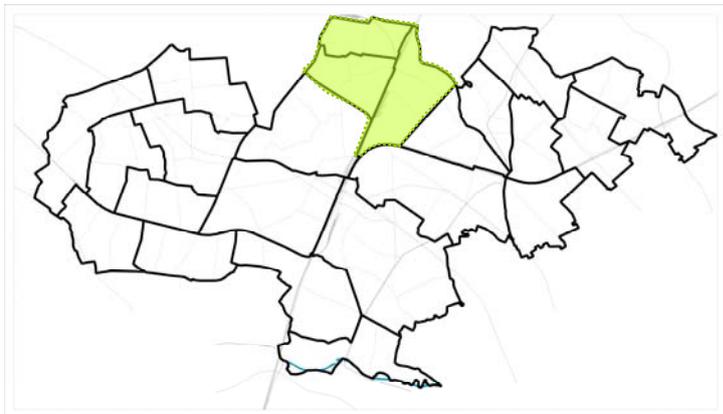
- モデル事業の実施の流れ



○北池袋地域「地域防災力の向上と多世代共生のまちづくり」

池袋本町1～4丁目、上池袋2～4丁目（池袋第一小学校区・池袋第二小学校区・文成小学校区を合わせた区域）

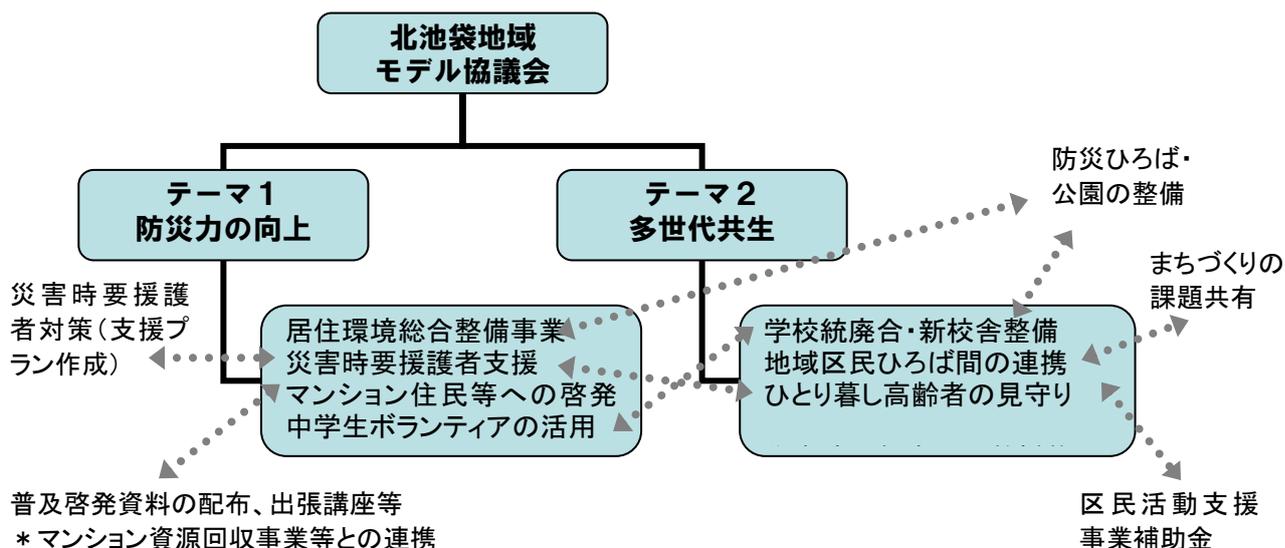
面積:1.150km² 人口:27,655人(20年1月1日現在)



【地域の現状と課題】

- ・ 計画的な基盤整備なく進んだ宅地化
⇒木造密集地域
- ・ 昼間人口より多い夜間人口、高い単身世帯比率
- ・ 高い防災危険度(居住環境総合整備事業)
- ・ 小学校統廃合に伴う新校舎整備や防災公園整備
- ・ ボランティア・NPO・マンションコミュニティ等の新たな動き

【モデル事業の展開イメージ】

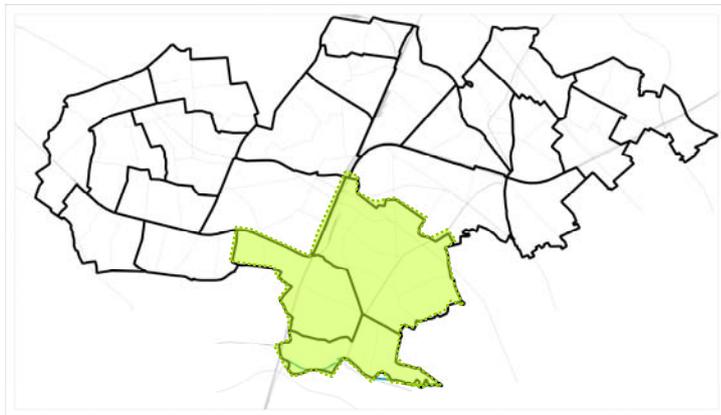


【関連する主な地域組織】

池袋本町新しいまちづくりの会、上池袋地区まちづくり協議会、
 地元町会、地域区民ひろば運営協議会(池袋本町・上池袋)、地元商店街、
 地区民生・児童委員、高齢者クラブ、地区青少年育成委員会、池袋本町プレーパークの会、
 学校関係(PTA、学校開放事業運営委員会、学校運営連絡協議会)、
 見守りボランティア(見守り活動地区連絡会)、おたすけクラブ、NPO 法人まちづくりネットワーク、
 シスナブ池袋本町コミュニティクラブ、誰もが使いやすい下板橋駅にする会 等

○目白・雑司が谷地域「住宅地ブランド・子育てブランド創出プロジェクト」

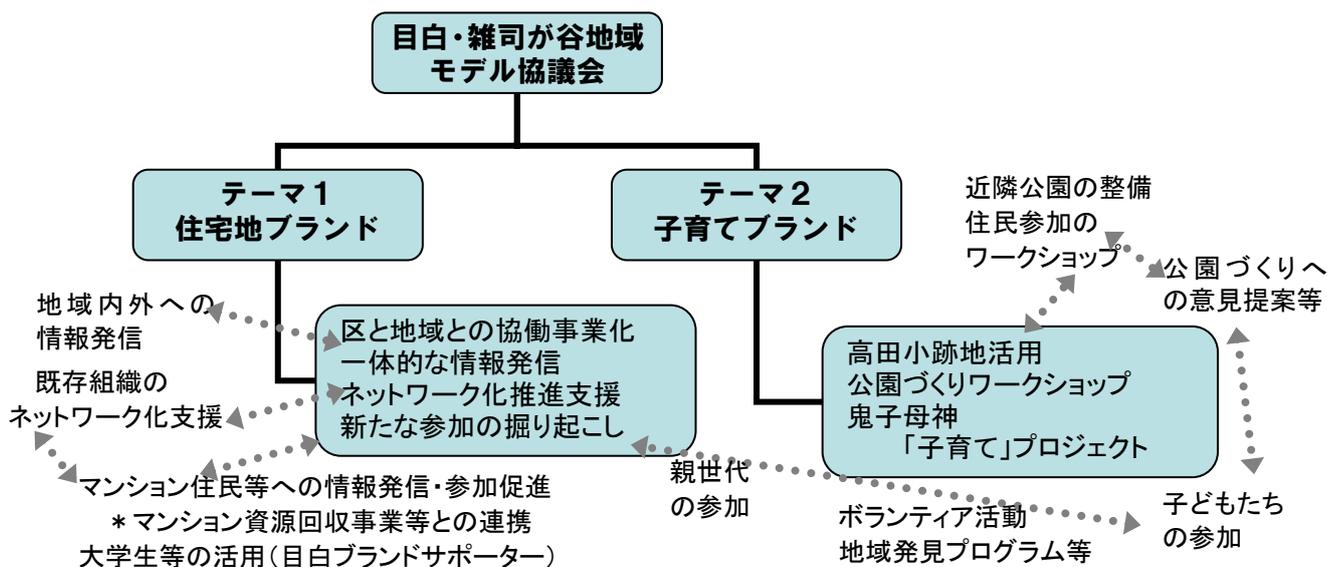
南池袋1～4丁目(東池袋1・4・5丁目の一部含む)、雑司が谷1～3丁目、目白1～4丁目(4丁目の一部除く)、高田1～3丁目(南池袋小学校区・目白小学校・高南小学校区を合わせた区域)
面積:約 2.591km² 人口:37,669人(20年1月1日現在)



【地域の現状と課題】

- ・ 高い緑被率⇒マンション建設等による緑の減少
- ・ 目白:良好な住宅地としての発信力の弱さ
- ・ 雑司が谷:副都心線開通による人の動き・街の変化
- ・ 目白ブランド創出プロジェクト(地域活動との連携)
- ・ 子育てしやすいまち(鬼子母神イメージ)のアピール

【モデル事業の展開イメージ】



【関連する主な地域組織】

目白協議会、目白街づくり倶楽部、目白美化同好会、豊島区第5地区文化会、
目白バ・ロック音楽祭実行委員会、雑司が谷ルネサンスの会、目白だいち、手創り市(雑司が谷)、
雑司が谷「緑のこみちの会」、環5の1沿道地区まちづくりの会、池袋南地区まちづくりの会、
地元町会、地域区民ひろば運営協議会(南池袋、高南)、地元商店街
地区民生・児童委員、地区青少年育成委員会、学校関係(PTA、学校開放事業運営委員会、学校運営連絡協議会)、学習院大学 等